



文芸「もんべつ」26号発刊



町文化協会（宮越隆雄会長）の文芸誌「文芸もんべつ」の第26号が発行されました。

もんべつ文芸協会による編集で、掲載内容は、随筆「龍の正体は鱷」「郷土の先達」「三十一文字」、詩「拾遺詩篇」外、創作「だれか助けて」、童話「森のこだまが・・・(上)」のほか、短歌・俳句多数です。

規格はA5判、103ページ。

とねっこの湯、門別公民館において、1部500円で販売しております。

コーディネーショントレーニング講習会を開催



4月18日(水)日高地区スポーツ少年団指導者、団員を対象にコーディネーショントレーニング講習会がブロンズライセンスの資格を持つNI・SPO職員の地形 恵さんの指導で行われました。今回は、「動きづくりのコーディネーション運動」と「ボールを使ったコーディネーション運動」を行いました。

今後も運動神経を向上させるコーディネーショントレーニング講習会を通年で定期的に行います。

お問い合わせは、生涯学習課生涯学習G (TEL 01457-6-3858) まで

門別図書館郷土資料館から 主催事業のお知らせ

門別図書館郷土資料館からのお知らせ

●図書館ミニギャラリー

「梅澤幸子スケッチ展～オランダ・ベルギー春の旅」

富川在住の梅澤幸子さんは、日輝会創設者三上隆彦氏に師事し、油絵、水彩、墨絵を学びました。退職後に世界各地を訪れ、旅先の風物を描きためています。

今回展示するのは、オランダ・ベルギーの旅の思い出から、春の花公園や旅先で出会った人々などを書いた作品22点です。

期 間 6月3日(日)から7月29日(日)まで

※開館時間・休館日は、イベント情報欄をご覧ください。

●オペラを楽しむ～

「歌劇オルフェウス～愛しい妻を黄泉の国に迎えに行く男の話」

100インチのスクリーンでオペラを映像鑑賞します。

ギリシア神話の「オルフェウスのたて琴」を題材にしたオペラです。

最愛の妻を亡くしたオルフェウスは、妻を連れ戻しに黄泉の国に向かいます。神々は、何があってもけっして妻をふり返って見ないことを条件に、連れ帰ることを許します。

日 時：6月9日(土)午後1時30分から

演 目：①グルック作曲「オルフェウスとエウリディーチェ」(全編1時間40分)

②モンテヴェルディ作曲「オルフェオ」(第4幕と第5幕のみ25分)

★物語の結末が異なる2作品を上映します。

会 場：門別図書館郷土資料館視聴覚室

対 象：一般

参加費：無料

※事前の申込みは不要です。当日会場へおいでください。





退職後の国民年金の手続について

退職後に厚生年金保険の適用事業所に再就職する場合は、引き続き厚生年金保険に加入します。しかし、それ以外の60歳未満の人は、国民年金に加入するための手続が必要となります。また、退職した人に扶養されていた60歳未満の配偶者(夫・妻)についても、同様に国民年金の手続が必要となりますのでご注意ください。

この手続を怠ると、年金額が減る場合や、年金そのものが受け取れなくなる場合がありますので、必要な手続を行ってください。

国民年金の第1号被保険者となる場合

20歳以上60歳未満で、自営業者およびその配偶者など(厚生年金保険や共済年金に加入する人やその被扶養配偶者以外の人)は、国民年金の第1号被保険者になります。

第1号被保険者になった場合、14日以内に手続が必要で、本人または世帯主が提出します。

この場合には、苫小牧年金事務所又は日高町役場の窓口で国民年金の第1号被保険者となるための手続が必要です。この手続には、年金手帳または基礎年金番号通知書を添付して、「国民年金第1号被保険者資格取得届」を提出します。

第1号被保険者の保険料は月額14,980円(平成24年度)です。

保険料については、あらかじめ一定期間分(原則として半年または1年間)の保険料を一括して納付すると保険料が割引になる前納制度や、口座振替で納付すると保険料が割引になる制度(早割制度)があります。また、保険料の納付が困難なときは、保険料の免除制度があります。

国民年金の第3号被保険者となる場合

厚生年金保険や共済組合などに加入している被保険者(65歳以上70歳未満で老齢または退職を理由とする年金の受給権を有する人は除く)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、国民年金の第3号被保険者となります。

この場合には、配偶者の勤務している事業所を管轄する年金事務所に、「国民年金第3号被保険者(資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)、資格喪失・死亡、氏名・生年月日・性別変更(訂正)届」を提出します。この届書には、収入確認のための書類と年金手帳または基礎年金番号通知書を添付します。

収入確認のための書類とは、非課税証明書などで、控除対象配偶者となっている人については、事業主の証明により収入確認のための書類の添付を省略することができます。

また、年金手帳または基礎年金番号通知書は、事業主が届書に基礎年金番号や氏名が正しく記入されていることを確認すれば年金事務所への添付を省略できます。ただし、氏名変更を伴う第3号被保険者の届出は年金手帳の添付が必要です。

届書の提出期限は、被扶養者に該当した日から14日以内で、事業主(健康保険組合の場合は組合)経由で提出します。

第3号被保険者の保険料は、配偶者が加入している厚生年金保険や共済組合などから拠出されますので、個別に保険料を負担する必要はありません。

国民年金の高齢任意加入

60歳以上65歳未満で、老齢給付の受給資格期間が不足しているか、満額の老齢基礎年金が受けられない場合には、国民年金の任意加入被保険者となることができます。

任意加入の手続は、苫小牧年金事務所又は日高町役場の窓口で行います。年金手帳または基礎年金番号通知書を添付して、本人が手続を行います。

任意加入被保険者の保険料は、国民年金の第1号被保険者と同じですが、保険料の免除制度はありません。

また、任意加入被保険者の場合、保険料の納付方法は原則として口座振替になります。

<お問い合わせ先>

苫小牧年金事務所

日高町役場 住民課 住民・年金・地域安全グループ

日高総合支所 住民生活課 住民生活グループ

電話 0144-36-6135

電話 01456-2-6182

電話 01457-6-3173